

報告第29号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月2日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第16号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和7年7月25日

つくば市長 五十嵐立青

損害賠償額の決定及び和解について

公務中における公用車の事故に関し、次のとおり損害賠償額を決定し、和解する。

1 事故発生の日時

令和6年11月26日 午後0時40分

2 事故発生の場所

つくば市松代四丁目22番地1先の市道

3 相手方

(1) 住所 つくば市■■■■■■■■■■

(2) 氏名 ■■ ■■

4 事故の概要

公用車が市道5-2153号線から交差点を通過する際、市道2024号線を通行中の相手方車両に衝突し、相手方車両の運転席及び後部座席ドアを破損させたものの

5 損害賠償額

金 418,772円

6 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金 418,772円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。